

教義第 428 号  
平成27年6月11日

各市町村教育委員会教育長  
(各教科用図書採択地区協議会会長)  
北海道教育大学総務部附属学校室長  
各国立高等専門学校長 様  
各私立学校長  
各教科書センター(分館を含む)館長  
各教育局長  
各道立学校長

北海道教育庁学校教育局義務教育課長

平成28年度使用教科書の採択の公正確保について(通知)  
このことについて、文部科学省初等中等教育局教科書課長から別添写しのとおり通知がありました。  
つきましては、本通知の趣旨に基づき、教科書採択の一層の公正確保を図るよう、お願いいたします。

記

<添付資料>

「教科書の採択に関する宣伝行為等について」  
(平成27年4月7日付け27文科初第92号)

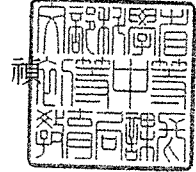
担当：義務教育課義務教育グループ 福井  
TEL：011-231-4111 内線35-780  
FAX：011-232-1072  
E-mail：[fukui.toshihiro@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:fukui.toshihiro@pref.hokkaido.lg.jp)



27初教科第22号  
平成27年6月5日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局  
教科書課長 望月



(印影印刷)

### 平成28年度使用教科書の採択の公正確保について（通知）

平成27年度における教科書採択に当たっては、「平成28年度使用教科書の採択について」（平成27年4月7日付け27文科初第91号）等において、教科書採択は教育委員会その他の採択権者の判断と責任により適切に行われる必要がある旨を通知しているところです。

一方、教科書採択の公正確保のためには、教科書発行者による採択勧誘のための過大な宣伝活動を防止することが不可欠であることから、各教科書発行者に対して、「教科書の採択に関する宣伝行為等について」（平成27年4月7日付け27文科初第92号）等により、教科書見本の適正な取扱い等について通知しております。

ついては、上記通知等において既に依頼しているところですが、域内の市町村教育委員会、学校・教職員をはじめとする関係者に対して、「教科書の採択に関する宣伝行為等について」に掲げる事項の趣旨を改めて周知いただくとともに、域内の各学校とも情報提供をはじめ密に連携の上、教科書採択の一層の公正確保を図っていただくことについて格段の御配慮をお願いします。

なお、平成27年度においては、6月19日から7月2日までの14日間、教科書の発行に関する臨時措置法に基づく教科書展示会を実施することとされています。教科書展示会は、教育関係者の教科書研究に資するだけでなく、一般の方に教科書を御覧いただく貴重な機会でもありますので、各都道府県教育委員会におかれては、準備に万全を期した上で実施に当たっていただくよう併せてお願いします。

#### 【本件担当】

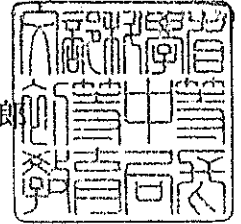
文部科学省初等中等教科書課企画係 新見、山田  
電話 03(5253)4111 内線 2576



27文科初第92号  
平成27年4月7日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長  
小松親次



(印影印刷)

### 教科書の採択に関する宣伝行為等について（通知）

平成27年度は、平成28年度使用教科書の採択が行われますが、例年同様、発行者の採択勧誘のための宣伝活動が過当にならないよう、採択の公正確保に努めることが求められます。

各発行者においては、「教科書の採択に関する宣伝行為等について」（平成19年1月30日付け18文科初第952号文部科学省初等中等教育局長通知。別添参照。）に掲げられている諸事項を厳守するとともに、採択用見本等に係る下記事項に留意し、過当な宣伝行為は厳に慎み、社会の批判を招いたり、教科書全体への信頼を損なうことなどのないよう、採択の公正確保について格段の努力をお願いします。

#### 【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

記

- 1 今年度送付できる教科書見本の送付先と送付部数限度は下表の通りとすること。各都道府県教育委員会に対しては、もれなく送付されるよう配慮されたい。

[小学校]

平成27年度は小学校用教科書については、基本的に前年度と同一の教科書を選択することとなるため、見本は送付できない。

[中学校]

送付先	送付部数
都道府県教育委員会	各 15部
指定都市教育委員会	各 6部
市町村教育委員会	各 5部
採択地区	各 (構成市町村数+4)部 (指定都市の採択地区については各3部)
国・私立学校	各 1部
教科書センター	各 2部

(注) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条の規定により、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

[高等学校]

送付先	送付部数
都道府県教育委員会	各 6部 (ただし、職業に関する教科書は、各1部とすることができる。)
高等学校を設置する市町村教育委員会	各 1部
高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)	各 1部
教科書センター	各 1部

(注) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条の規定により、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

- 2 採択事務に支障のないよう、教科書見本については作成次第、速やかに送付することとし、4月末日(教科書センターについては5月末日)を期限とすること。ただし、中学校用の「社会科」の教科書については5月中旬を期限とすること。例年、教科書見本が期限どおりに送付されず、採択に当たったの調査研究に支障が生ずる場合があるという教育委員会の意見もあることから、期限の厳守に努めること。

- 3 教科書見本については、原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り送付できるが、新たに検定を経た教科書の見本のほか、平成22年度の検定に合格した教科書の供給本（今年度の教科書目録に登載されているものに限る。）についても、教科書見本として送付できること。それ以外の教科書見本については、災害等による教科書見本の滅失や新たな学校の設置等、特別な理由がある場合に限り、その不足分について送付できること。
- 4 教員への教科書見本の献本は厳に禁止しているところであり、仮に献本の要求があっても応ずることのないよう十分注意すること。
- 5 都道府県教育委員会（教科書センター）において保存されている教科書見本を展示会に出品しようとする場合は、その旨を文部科学大臣及び都道府県教育委員会に5月末日までに通知すること。
- 6 教科書検定における申請図書については、一切送付が認められないところであり、その取扱いについては「申請図書の取扱いについて」（平成15年2月17日付け14初教科57号）及び「教科書の採択に関する宣伝行為等について」（平成19年1月30日付け18文科初第952号）を踏まえ、適切な管理に万全を期すこと。

(別添)

18文科初第952号

平成19年1月30日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長

銭 谷 眞 美

(印影印刷)

## 教科書の採択に関する宣伝行為等について（通知）

教科書の採択に関する宣伝行為等については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（いわゆる独占禁止法）第2条第9項の規定により指定された「教科書業における特定の不公正な取引方法」（以下「特殊指定」という。）などに基づいて、公正確保が図られてきました。

このたび、公正取引委員会では、教科書採択の方法が整備されたことなどを理由として、平成18年9月1日をもって特殊指定を廃止したところです。

しかし、他社の教科書の中傷・誹謗や採択に際しての不当な利益供与は、独占禁止法第2条第9項の規定により指定された「不公正な取引方法」（いわゆる一般指定）により、引き続き、禁止されております。

こうした状況を踏まえ、社団法人教科書協会において「教科書宣伝行動基準」が別添のとおり定められたところです。

また、別紙のとおり、採択関係者に対して、教科書採択にあたって他社教科書との比較対照や他社教科書における誤謬を利用した宣伝行為に軽々に左右されないようにとの注意喚起を行ったところです。

各発行者においては、採択の公正確保や教科書の適正価格の維持を図り、教科書全体の信頼性を確保する観点から、当該行動基準とともに、下記の諸

事項を厳守いただき、過大な宣伝行為は厳に慎み、社会の批判を招いたりすることのないよう、引き続き、格段の努力をお願いします。

## 記

### 1. 採択に関する宣伝活動等について

- (1) 教職員、公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力のある者を採択に関する宣伝活動に従事させないこと。
- (2) 採択関係者の自宅訪問は行わないこと。
- (3) 内容見本又は解説書等は、教科書又は教師用指導書と記述内容やページ数等を勘案して類似していると考えられるものを作成・配布しないこと。
- (4) 採択期間中において、教科書に関する講習会又は研修会等を主催せず、原則として、関与しないこと。また、同期間中において、編著作者をこれらに関与させないこと。
- (5) 教科書を児童又は生徒に給付する過程において、宣伝物を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の出版物の宣伝行為を行なわないこと。

### 2. 見本本等の取扱いについて

- (1) 各都道府県教育委員会等への教科書見本の送付部数については、来年度初頭に別途通知すること。
- (2) 教員への教科書見本及び申請図書（いわゆる白表紙本）の献本は、行わないこと。

#### 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教科書課

企画係（高見、松岡）

TEL 03-5253-4111（内線 2412、2576）

FAX 03-6734-3739